

狛江市から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に移動先の市区町村で転入の手続きをしてください。

正当な理由なく、14日以内に転入手続きを行わない場合、裁判所の判断で過料に処されることがあります。

【転入の手続きに必要なもの】※外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証が必要です。
 ○**狛江市からの転出証明書**（マイナンバーカード・住民基本台帳カードで転出の届出を行った方は、カードと暗証番号が必要になります）
 ○**印鑑**（転出先の自治体や同時に行う手続きにより必要な場合があります）
 ○**本人確認書類**（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証など）

1 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを使った転入届について

新しい住所地に住み始めた日から14日以内、転出予定日から30日以内に転入の届出ができない場合は、マイナンバーカード・住民基本台帳カードが失効するため継続利用ができなくなり、狛江市が発行する転出証明書が必要になります。

2 国外へ転出された方が帰国して転入の届出をする場合

パスポート・戸籍謄（抄）本・戸籍の附票・年金手帳等を持って新しい住所地へ転入の届出をしてください。

3 その他

印鑑登録証明書・住民票は転出予定日の前日まで交付しますが、その際は必ず転出証明書、マイナンバーカード・住民基本台帳カードで転出の届出を行った方はマイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちください。

該当する手続きをご自身でご確認ください。

	該当する方	狛江市での手続き	該当	受付窓口	新住所での手続き
印鑑・カード	印鑑登録をしている方	「こまえ市民カード（兼印鑑登録証）」の返却		①市民課	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っている方	返納する方は手続きをしてください。継続利用する方は特に手続きはありません。			住み始めた日から14日以内に継続利用の手続きをしないと失効となります。
	マイナンバーカードを申請中の方	転出により住所が変わると申請が無効となります。			新住所地での転入手続き後に、改めて申請をしてください。
保険	国民健康保険に加入している方	被保険者証の返却		②保険年金課	新たに加入の手続きをしてください。
	後期高齢者医療被保険者証を持っている方	都外へ転出する方は後期高齢者医療制度負担区分等証明書を請求してください。転出後、被保険者証を返却してください。			都外へ転出する方は後期高齢者医療制度負担区分等証明書をお持ちください。
	海外に転出する方で国民年金の任意加入を希望する方	国民年金任意加入手続			—
	海外に転出する方で国民健康保険に加入している方	税額変更			
	介護保険に加入している方	被保険者証をお返しください。 要介護認定を受けている方には、介護保険受給資格証明書を発行します。		③高齢障がい課	介護認定を受けている方は新たに手続きが必要です。介護保険受給資格証明書をお持ちください。
	特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に入居する方は住所地特例適用届の提出		狛江市が発行した資格者証を入所する施設に提示してください。		

	該当する方	狛江市での手続	該当	受付窓口	新住所での手続
障がい	障がい者手帳（身体・知的・精神）を持っている方	新住所地にてお手続きをお願いします。		⑬福祉相談課	受給している手当、サービス等によって必要な手続が異なります。詳しくは窓口におたずねください。
	障害福祉サービスを利用している方	新住所地にてお手続きをお願いします。			
	自立支援医療受給者証（更生医療）を受給している方	新住所地にてお手続きをお願いします。			
	自立支援医療受給者証（精神通院）を受給している方				
	障がい・難病関係の医療費助成を受給している方 （難病・B型C型ウイルス肝炎・大気汚染・被爆者健康手帳又は健康診断受診者証又は手当証書）、心身障害者医療、自立支援医療（更生医療・育成医療）、小児慢性特定疾病医療]	受給者証又は医療券の住所変更等の手続		⑫高齢障がい課	
障がい・難病関係の手当を受給している方 [特別障害者手当・重度心身障害者福祉手当・心身障害者福祉手当・難病者福祉手当]	異動届等の提出			転出先により制度が異なりますので、詳しくは転出先の自治体におたずねください。	
子ども	乳幼児医療証、義務教育就学児医療証、高校生等医療証を持っている方	申請事項消滅届の提出と医療証の返却		⑳子ども若者政策課	転出先により制度が異なりますので、詳しくは転出先の自治体におたずねください。
	児童手当を受給している方	申請事項消滅届の提出			新たに手続が必要です。
	児童扶養手当を受給している方（認定のみの方も含む）	児童扶養手当転出届の提出			転出先により制度が異なりますので、詳しくは転出先の自治体におたずねください。
	児童育成手当を受給している方	申請事項消滅届の提出			新たに手続が必要です。
	特別児童扶養手当を受給している方（認定のみの方も含む）	転出先で行う手続のご案内			転出先により制度が異なりますので、詳しくは転出先の自治体におたずねください。
	ひとり親家庭等医療費助成医療証を持っている方	申請事項消滅届の提出と医療証の返却			転出先の自治体におたずねください。 在学証明書などの書類をお持ちください。
	市立の小・中学校に在学の子がいる方	学校から在学証明書等の書類をもらってください。 引き続き狛江市内の公立小・中学校に一定期間通う場合は、区域外就学の申請をしてください。 （原則通学が徒歩1時間以内等の要件あり）			㉑学校教育課
税	原付バイク（125cc以下）を持っている方	標識交付証明書・ナンバープレートをお持ちのうえ、廃車手続をしてください。		㉗課税課	狛江市が発行した廃車申告受付書をお持ちのうえ登録の手続をしてください。
	納期限が過ぎた住民税や国民健康保険税等がある方	原則、納付いただきます。詳しくは担当にご相談ください。		㉘納税課	—
	納期限未到来分の住民税や国民健康保険税等がある方	転出後も狛江市に納付が必要な場合があります。詳しくは担当にご相談ください。			

※マイナンバー（個人番号）が必要な手続は、本人確認書類が必要になります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。